

質 疑 回 答 書

令和7年4月15日

件名 タブレット端末導入業務委託契約

仕様書番号	質 疑 事 項	回 答
1 ページ	(4) 契約期間が令和8年3月31日までとの事ですが、MDMの利用期間は令和7年8月1日から令和8年3月31日までの8カ月間という認識でよろしいでしょうか。	MDMの利用期間については、令和7年8月1日から令和8年3月31日までの8カ月間で問題ありません。 なお、令和8年度以降についても、継続してMDMを利用していく場合につきましては、改めて契約をさせていただく予定です。
2 ページ	タブレット端末管理サービス (MDM) の初期費用・ライセンス費用について 契約期間令和7年8月1日～令和8年3月31日の8ヶ月分を入札金額に含める認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。

2 ページ	<p>タブレット端末管理サービス（MDM）の提供及び設定について</p> <p>利用開始日が令和7年8月1日～となっており、基本キッティング作業も利用開始日からとなりますが問題ないでしょうか。</p> <p>※トライアル版から本番環境へ移行可能ですが台数制限があり、申請も必要となります。</p>	<p>キッティング作業については、令和7年8月1日からで問題ございません。</p>
1 ページ	<p>タブレット端末及び付属品の流通が不安定で納期遅延となる可能性がございます。納期遅延となった場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、納入期限変更の協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>タブレット端末の調達については、余裕を持った調達をお願いいたしますが、仮に納期が延長になった場合については、仕様書記載の通り、両者協議の上、納入期限の延長等の対応を行わせていただきます。</p> <p>なお、違約金請求等については、現段階でお答え致しかねますが、仮に何かしらの対応を行う場合は上記協議の場で合わせて決定させていただきます。</p>